

登録申請に必要な計量証明用設備の機器又は装置であって
経済産業省令で定める設備の一覧表

(計量法施行規則第40条 別表第四)

1 長さに係る設備

特定計量器その他の器具、機械又は装置	性能・仕様等	数量
イ 直尺、巻尺又は才取尺		1

2 質量に係る設備

特定計量器その他の器具、機械又は装置	性能・仕様等	数量
イ 非自動はかり（自重計を除く）		1
ロ 分銅	表す質量が ¹ 10mg 以上	1

3 面積に係る設備

特定計量器その他の器具、機械又は装置	性能・仕様等	数量
イ 皮革面積計		1
ロ 校正用面積板		1

4 体積に係る設備

特定計量器その他の器具、機械又は装置	性能・仕様等	数量
イ 直尺、巻尺又は才取尺		1

5 熱量に係る設備

特定計量器その他の器具、機械又は装置	性能・仕様等	数量
イ ボンベ型熱量計		1
ロ 非自動はかり	ひょう量が100g 以上であって感量が1mg 以下のものに限る。	1
ハ ベックマン温度計又は電気式温度計		2

6 濃度(大気中の物質の濃度)及び特定濃度(大気中のダイオキシン類の濃度)に係る設備

(1) 登録申請に必要な設備

	特定計量器その他の器具、機械又は装置	性能・仕様等	数量
イ	対象物質の分析方法に応じ必要となる分析機器又は分析装置及び標準物質		
ロ	質量計(電子天びん等)	ひょう量が100g以上であって感量が1mg以下のものに限る。	1
ハ	イオン交換式若しくは蒸留式の純水製造装置又は純水		1
ニ	対象物質の分析方法に応じて必要となる排ガスの処理のための装置	有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するものに限る。	1
ホ	対象物質の分析方法に応じて必要となる排水の処理のための装置	有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するものに限る。	1
ヘ	温度計	計量範囲が零℃から500℃より広いものであって、目量が2℃以下のものに限る。	1
ト	ガスメーター	1時間当たりの使用最大流量が300Lまでの範囲の流量を計測することができるものに限る。	1
チ	U字型マンオメーター又は傾斜型マンオメーター		1
リ	ピトー管式流速計又は熱線式流速計		1
ヌ	吸引装置	気体を吸引できるものに限る。	1

(2) 対象物質の分析方法に応じて必要となる分析機器・装置(名称の例)

1	原子吸光分析装置	2	吸光光度分析装置
3	水銀分析装置	4	蛍光光度計
5	ガスクロマトグラフ	6	二酸化硫黄自動計測器
7	ガスクロマトグラフ質量分析装置	8	一酸化炭素自動計測器
9	高速液体クロマトグラフ	10	浮遊粒子状物質自動計測器
11	誘導結合プラズマ発光分光分析装置	12	オキシダント自動計測器
13	誘導結合プラズマ質量分析装置	14	窒素酸化物自動計測器
15	ポーラログラフ装置	16	炭化水素自動計測器
17	イオンクロマトグラフ	18	酸素自動計測器
19	イオン濃度計(電位差式)	20	塩素連続分析装置
21	ホルムアルデヒド自動計測器	22	オルザット式分析装置
23	定電位電解分析計	24	ヘンペル式分析装置
25	一酸化炭素濃度計	26	検知管式ガス測定器

(3) 必要設備に伴い分析に不可欠と思われる設備(名称の例)

1	乾燥器(恒量用)	2	オゾン発生器
3	恒温水槽	4	振とう器
5	ハイボリュームエアースンプラー	6	電気炉
7	ローボリュームエアースンプラー	8	自動滴定装置
9	濃縮装置(悪臭用)	10	灰化装置

7 濃度(水中及び土壌中の物質の濃度)及び特定濃度(水中及び土壌中のダイオキシン類の濃度)に係る設備

	特定計量器その他の器具、機械又は装置	性能・仕様等	数量
イ	対象物質の分析方法に応じ必要となる分析機器又は分析装置及び標準物質		
ロ	質量計(電子天びん等)	ひょう量が100g以上であって感量が1mg以下のものに限る。	1
ハ	イオン交換式若しくは蒸留式の純水製造装置又は純水		1
ニ	対象物質の分析方法に応じて必要となる排ガスの処理のための装置	有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するものに限る。	1
ホ	対象物質の分析方法に応じて必要となる排水の処理のための装置	有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するものに限る。	1
ヘ	ガラス電極式水素イオン濃度検出器	※特定濃度は除く	1
ト	ガラス電極式水素イオン濃度指示計	※特定濃度は除く。	1

(2) 対象物質の分析方法に応じて必要となる分析機器・装置(名称の例)

1	ガラス製温度計	2	誘導結合プラズマ発光分光分析装置
3	電気式温度計(熱電対・抵抗式)	4	誘導結合プラズマ質量分析装置
5	原子吸光分析装置	6	ポーラログラフ装置
7	水銀分析装置	8	イオンクロマトグラフ
9	ガスクロマトグラフ	10	イオン濃度計(電位差式)
11	ガスクロマトグラフ質量分析装置	12	吸光光度分析装置
13	高速液体クロマトグラフ	14	蛍光光度計
15	油分濃度計	16	ページ&トラップ濃縮装置
17	溶存酸素計(DOメーター)	18	ヘッドスペース濃縮装置
19	濁度計	20	有機体炭素計(TOC)
21	pH自動計測器	22	油分濃度自動計測器
23	溶存酸素自動計測器	24	濁度自動計測器
25	比色管	26	有機体炭素自動計測器(COD)

(3) 必要設備に伴い分析に不可欠と思われる設備(名称の例)

1	乾燥器	2	灰化装置
3	恒温水槽	4	振とう器
5	遠心分離器	6	ふらん器(インキュベーター)
7	電気炉	8	自動滴定装置
9	濃縮装置		

8 音圧レベルに係る設備

特定計量器その他の器具、機械又は装置	性能・仕様等	数量
イ 騒音計(うち1台は精密騒音計に限る)		4
ロ 三脚及び防風スクリーン		3
ハ 音圧レベル校正器	発生する周波数が250ヘルツ以上であって、0.5デシベル以上の制度で校正できるものに限る。	1
ニ レベルレコーダー※ ¹	31.5ヘルツから8000ヘルツまでの周波数範囲において、記録できるレベル範囲が50デシベル以上のものに限る。	1
ホ オクターブバンド分析器※ ¹ ※ ²	31.5ヘルツから8000ヘルツまでの範囲の周波数を分析できるものに限る。	1
ヘ 1/3オクターブバンド分析器※ ¹ ※ ²	20ヘルツから12500ヘルツまでの範囲の周波数を分析できるものに限る。	1
ト データレコーダー※ ¹	50ヘルツから8000ヘルツまでの周波数範囲において、50デシベル以上のレベル範囲で、正負1デシベル以内の偏差で記録できるものに限る。	1

※1 音圧レベル、振動加速度レベル両区分を登録する場合、レベルレコーダー、1/3オクターブバンド分析器及びデータレコーダーについては、両区分の性能及び仕様を満たせば兼用可能です。

※2 オクターブバンド分析器及び1/3オクターブバンド分析器については、性能及び仕様を満たすか又はそれ以上の性能を有する分析器を代わりに登録することが可能です。ただし、登録の際、性能及び仕様を満たしているかどうかを確認するため、仕様書又は取扱説明書の写しを提出してください。

9 振動加速度レベルに係る設備

特定計量器その他の器具、機械又は装置	性能・仕様等	数量
イ 振動レベル計		3
ロ レベルレコーダー※ ¹	1ヘルツから80ヘルツまでの周波数範囲において、記録できるレベル範囲が50デシベル以上のものに限る。	1
ハ 1/3オクターブバンド分析器※ ¹ ※ ²	1ヘルツから80ヘルツまでの範囲の周波数を分析できるものに限る。	1
ニ データレコーダー※ ¹	1ヘルツから80ヘルツまでの周波数範囲において、45デシベル以上のレベル範囲で、正負1デシベル以内の偏差で記録できるものに限る。	1

※1 音圧レベル、振動加速度レベル両区分を登録する場合、レベルレコーダー、1/3オクターブバンド分析器及びデータレコーダーについては、両区分の性能及び仕様を満たせば兼用可能です。

※2 オクターブバンド分析器及び1/3オクターブバンド分析器については、性能及び仕様を満たすか又はそれ以上の性能を有する分析器を代わりに登録することが可能です。ただし、登録の際、性能及び仕様を満たしているかどうかを確認するため、仕様書又は取扱説明書の写しを提出してください。